

# 報 道 資 料

平成28年3月7日  
総務部総務課  
県政情報係 新谷、松石  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2344

## 奈良県情報公開審査会の第164号答申について

行政文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問第217号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成28年3月4日
- ◎ 実施機関：県土マネジメント部 まちづくり推進局 建築課
- ◎ 対象行政文書：〇〇町〇〇地内における特定事業者の違法行為に対する行政指導に係る以下の行政文書  
・平成26年2月18日付け供覧（高田土木事務所の平成26年2月13日の対応記録の写し）  
・平成25年5月13日の事情聴取記録・平成25年3月13日の対応記録  
・平成24年6月26日実施の重点パトロール調査報告書・平成23年9月15日実施の重点パトロール調査報告書  
・平成20年12月24日の現地調査記録・平成20年11月21日の事情聴取記録  
・平成20年11月14日の現地調査記録・平成20年9月9日の現地調査記録  
・〇〇町〇〇土地経過等メモ（20080813現在）  
・平成20年8月6日の事情聴取記録・平成20年8月4日の現地調査記録  
・高田土木事務所の平成20年7月30日の現地調査記録の写し  
・高田土木事務所の平成20年7月29日の通報記録の写し
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：一部開示決定
  - 不開示部分：
    - ア 個人（公務員を除く。）の氏名（法務局で閲覧できる情報を除く。）
    - イ 個人の住所（法務局で閲覧できる情報を除く。）
    - ウ 個人の郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、携帯電話番号及び名刺の写し並びに個人の行動に関する記述及び個人を特定できる情報
    - エ 外部から通常見ることのできない部分を撮影した写真
    - オ 地図及び写真に併記した記述
    - カ 対応記録のうち、概要欄、対応内容欄、内容欄、今後の対応欄及び備考欄の記述並びに相手から提出された文書
    - キ 事情聴取記録のうち、対応内容欄及び今後の方針欄の記述並びに事案の概要、事情聴取の概要、主なやりとり及び今後の対応に関する記述
    - ク 現地調査記録のうち、調査結果欄及び備考欄の記述（現地において客観的に認識しうる事実に関する記述を除く。）
    - ケ 重点パトロール調査報告書のうち、現地の概要（用途、規模、面積等）欄、一部の行為者氏名欄、現地における指導対象者欄、現地における調査及び指導内容欄並びに備考欄の記述（現地において客観的に認識しうる事実に関する記述を除く。）
    - コ 通報記録のうち、題名欄及び内容欄の記述
    - サ 通報内容に関する記述
    - シ 違反内容に関する記述
    - ス 県の指導に関する記述
    - セ 事情聴取内容に関する記述
    - ソ 県の今後の方針に関する記述
  - 不開示理由：
    - ア 上記不開示部分のアからウまで  
条例第7条第2号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当するため
    - イ 上記不開示部分のエからサまで  
条例第7条第2号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当するため  
条例第7条第6号に該当  
県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

ウ 上記不開示部分のシからソまで

条例第7条第6号に該当

県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

◎ 審査会の結論：実施機関は、異議申立ての対象となった情報のうち、平成24年6月26日実施の重点パトロール調査報告書の「現地における指導対象者」欄の記述を開示すべきである。

◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関が建築基準法等の規定に違反する行為に対して行う行政指導に関する文書である。

事情聴取記録は、違反行為について、実施機関の職員が違反行為者等から聴取した内容、実施機関の今後の方針等が記載されている。また、同様の内容で「対応記録」という標題の文書がある。

重点パトロール調査報告書は、違反事案等に対して行ったパトロールの記録であり、違反行為者の氏名、調査により判明した事実及び指導の内容等が記載されている。

現地調査記録は、実施機関の職員が違反事案等の現地において行った調査の記録であり、現地の状況及び指導内容が記載され、また、現地の状況を撮影した写真が添付されている。

〇〇町〇〇土地経過等メモ（20080813現在）は、当該土地に係る行政指導等の状況、指導の方針等が記載されている。

通報記録は、違反事案等に関する住民からの通報に係る対応の記録であり、通報の内容等が記載されている。また、同様の内容で「対応記録」という標題の文書がある。

2 当審査会の審議の対象について

異議申立人から提出された意見書には、「（1）違反行為に係る通報の対応記録について争うものではありません。」と記載されており、通報の対応記録を異議申立ての対象としない旨の意思表示がなされていると考えることもできる。

しかし、当該意見書は、実施機関から提出された理由説明書に対する反論として提出されたものであり、当該理由説明書において実施機関は、違反行為に係る通報の対応記録については、公にすることにより、通報者が違反行為者からの報復を恐れ、通報をちゅうちょする等の主張をしていることから、当該意見書の記載は、当該理由説明書の主張について争うものではないという趣旨に解するのが妥当である。

また、そもそも異議申立人は不開示情報を見ることができないから、当該意見書の記載をもって直ちに当該対応記録に記載された全ての情報を当審査会の審議の対象としないこととするのは妥当ではない。

以上のことから、本件異議申立書の「異議申立てに係る処分」欄の記載のとおり、上記不開示部分のエからソまで（以下「本件不開示情報」という。）を当審査会の審議の対象とする。

3 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第2号又は第6号に該当すると主張しているので、以下検討する。

（1）条例第7条第2号及び第6号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

（2）不開示情報該当性について

ア 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件不開示情報のうち、上記不開示部分のエからサまでの情報については、条例第7条第2号に該当すると主張している。

当該情報は、対応記録、事情聴取記録、現地調査記録、通報記録等に記載された内容等である。

当該情報のうち、個人の氏名、住所及び役職については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。また、個人の氏名、住所及び役職は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないため同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であることは明らかである。

したがって、当該情報のうち、個人の氏名、住所及び役職は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ただし、当該情報のうち、個人の氏名、住所及び役職以外の情報については、特定の個人を識別することができる情報とは認められないため、条例第7条第2号の不開示情報に該当しない。

イ 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、本件不開示情報が条例第7条第6号に該当すると主張している。

(ア) 条例第7条第6号前段について

本件不開示情報は、実施機関が建築基準法等に係る違反行為に対して指導を行うに当たって作成又は取得した行政文書に記載された情報である。これらは全て、実施機関の事務又は事業に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

(イ) 条例第7条第6号後段について

本件不開示情報は、違反行為について、違反行為者等からの事情聴取及び実施機関の職員による現地調査の記録、違反行為に対する住民からの通報及び相談についての記録等のうち、違反行為者等からの事情聴取及び現地調査の結果等の内容（以下「事情聴取等に係る情報」という。）、実施機関の指導等の内容（以下「指導等に係る情報」という。）並びに通報及び相談の内容（以下「通報等に係る情報」という。）等である。

事情聴取等に係る情報について、実施機関は、違反行為に対する指導に当たり違反行為者等から事情を聴取し、また、現地を調査することが必要であるところ、事情聴取等に係る情報が公にされることになれば、違反行為者等の協力が得られなくなり、違反行為に対する指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

違反行為については、建築基準法等において是正措置命令等の法的措置が定められており、実施機関は、是正措置命令を行った場合はその旨を公表している。実施機関においては、その前段階の措置として、違反行為者等により自主的に是正するよう指導することとしており、指導を行うに当たって必要な事情聴取等は、その内容について公にされないことを前提として行われていることである。

このような実情を考慮すると、本件不開示情報のうち事情聴取等に係る情報が公にされることが前提となると、違反行為者等が、自己の供述内容等が公になることを憂慮し、実施機関に対し真実を述べることを回避したり、事情聴取等に協力的でなくなり、ひいては、実施機関が必要な情報を得られなくなることが考えられ、違反行為に対する指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

次に、指導等に係る情報について、実施機関は、公になることにより、指導のノウハウが明らかになり、指導を免れる方法等を示唆するようなことにも考えられ、今後の違反行為に対する指導の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

当該情報は、指導の手法及び具体的な進め方が含まれており、前述のとおり、実施機関が行う指導は、是正措置命令等の法的措置の前段階の措置として自主的な是正を促すものであるため、当該情報が公になると、法的措置を免れながら違反行為を継続しようとする者に有益な情報を提供することとなるおそれは否定できず、今後の違反行為に対する指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

さらに、通報等に関する情報について、実施機関は、公にされることになれば、住民が通報等することを躊躇し、実施機関が違反行為に係る情報を得ることが困難となり、今後の違反行為に対する指導の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

違反行為があった場合、周辺住民から行政に対し、違反行為について然るべき対応を求める旨の通報、相談等がなされることが考えられるが、この場合、当該住民が違反行為者等から何らかの不利益を被ることを懸念していることが想定される。そして、住民からの通報等に関する情報は、実施機関において、違反行為者等その他の第三者に知られないように扱われることが期待されているものと考えられる。

違反行為に対する実施機関の指導は、住民からの通報等により得られた情報が端緒となることがあり、本件不開示情報のうち通報等に係る情報が公にされることが前提となると、違反行為に係る情報が得られなくなり、今後の違反行為に対する指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ただし、本件不開示情報のうち、平成24年6月26日実施の重点パトロール調査報告書の「現地における指導対象者」欄の記述は、個人名が記載されておらず、特定の個人が識別できないことから、上記のおそれはない。

以上のことから、本件不開示情報のうち、事情聴取等に係る情報、指導等に係る情報及び通報等に係る情報は、条例第7条第6号に該当するが平成24年6月26日実施の重点パトロール調査報告書の「現地における指導対象者」欄の記述については、同号に該当しない。

ウ まとめ

以上のことから、本件不開示情報のうち、平成24年6月26日実施の重点パトロール調査報告書の「現地における指導対象者」欄の記述については、条例第7条第2号及び第6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

## 2 事案の経緯

- |         |       |               |
|---------|-------|---------------|
| ① 開示請求  | 平成26年 | 4月14日         |
| ② 決定    | 平成26年 | 4月24日付けで不開示決定 |
| ③ 異議申立て | 平成26年 | 4月8日          |

④ 諮  
⑤ 経

問  
過

平成26年	5月26日		
平成27年	8月21日	第186回審査会	審議
平成27年	9月16日	第187回審査会	審議
平成27年	10月21日	第188回審査会	審議
平成27年	11月18日	第189回審査会	審議
平成27年	12月16日	第190回審査会	審議
平成28年	1月13日	第191回審査会	審議
平成28年	2月23日	第192回審査会	審議